

## 第二種共同漁業



公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第201号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 唐桑町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 58,25' ,経度141° 37,89' の点 イ 緯度38° 58,32' ,経度141° 39,10' の点 ウ 緯度38° 56,65' ,経度141° 40,11' の点 エ 緯度38° 55,74' ,経度141° 40,59' の点 オ 緯度38° 51,48' ,経度141° 41,29' の点 カ 緯度38° 50,88' ,経度141° 40,95' の点 キ 緯度38° 51,07' ,経度141° 39,26' の点 ク 緯度38° 51,61' ,経度141° 38,76' の点 ケ 緯度38° 52,62' ,経度141° 38,40' の点 コ 緯度38° 53,37' ,経度141° 37,57' の点 サ 緯度38° 53,46' ,経度141° 37,83' の点	1 いわし小型定置2ヶ統以内 2 雑魚小型定置15ヶ統以内 3 免許の内容たるべき漁業名称に記載される全漁業について宮城県漁業調整規則第56条の標識を設置すること。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第202号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 唐桑町貝浜 地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53,45' ,経度141° 37,79' の点 イ 緯度38° 53,29' ,経度141° 37,36' の点 ウ 緯度38° 52,92' ,経度141° 36,91' の点		気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第203号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	5月1日から11月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49,68' ,経度141° 37,08' の点 イ 緯度38° 50,46' ,経度141° 36,45' の点 ウ 緯度38° 51,18' ,経度141° 36,18' の点 エ 緯度38° 52,65' ,経度141° 36,08' の点 オ 緯度38° 52,76' ,経度141° 36,96' の点 カ 緯度38° 53,13' ,経度141° 37,31' の点 キ 緯度38° 53,13' ,経度141° 37,50' の点 ク 緯度38° 52,42' ,経度141° 38,14' の点 ケ 緯度38° 51,67' ,経度141° 38,50' の点 コ 緯度38° 50,46' ,経度141° 38,72' の点 サ 緯度38° 50,22' ,経度141° 38,27' の点 シ 緯度38° 50,28' ,経度141° 38,00' の点 ス 緯度38° 49,67' ,経度141° 37,58' の点	1 大川河口中央から正南400メートルの点を中心として半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではない。 2 いわし小型定置3ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置54ヶ統以内 4 標識は同	気仙沼市大島	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第204号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 大島横沼 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 50,46' ,経度141° 38,72' の点 イ 緯度38° 49,13' ,経度141° 38,04' の点 ウ 緯度38° 49,42' ,経度141° 37,28' の点 エ 緯度38° 49,68' ,経度141° 37,08' の点 カ 緯度38° 49,67' ,経度141° 37,58' の点 キ 緯度38° 50,28' ,経度141° 38,00' の点 ク 緯度38° 50,46' ,経度141° 38,72' の点		気仙沼市大島	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第205号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 鹿折地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52,88' ,経度141° 36,78' の点 イ 緯度38° 52,83' ,経度141° 36,77' の点 ウ 緯度38° 52,75' ,経度141° 36,50' の点 エ 緯度38° 52,77' ,経度141° 36,27' の点 オ 緯度38° 52,79' ,経度141° 36,24' の点 カ 緯度38° 52,92' ,経度141° 36,09' の点 キ 緯度38° 52,98' ,経度141° 36,04' の点 ク 緯度38° 53,52' ,経度141° 35,73' の点 ケ 緯度38° 53,59' ,経度141° 35,71' の点 コ 緯度38° 53,61' ,経度141° 35,66' の点 サ 緯度38° 53,65' ,経度141° 35,39' の点 シ 緯度38° 53,67' ,経度141° 35,29' の点	1 大川河口中央から正南400メートルの点を中心として半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んで서는ならない。	気仙沼市 蔵底 浪板 大浦 少々汐 梶ヶ浦 鶴ヶ浦港	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第206号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から11月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 松岩地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 53,12' ,経度141° 35,41' の点 イ 緯度38° 53,01' ,経度141° 35,67' の点 ウ 緯度38° 52,74' ,経度141° 35,72' の点 エ 緯度38° 52,71' ,経度141° 35,91' の点 オ 緯度38° 52,09' ,経度141° 35,85' の点 カ 緯度38° 51,85' ,経度141° 35,77' の点 キ 緯度38° 52,09' ,経度141° 35,20' の点	1 大川河口中央から正南 400メートルの点を中心として半径 1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置2ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置2ヶ統以内 4 標識は同	気仙沼市 松崎 赤岩	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第207号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 階上地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.09' ,経度141° 35.20' の点 イ 緯度38° 51,85' ,経度141° 35,77' の点 ウ 緯度38° 50.01' ,経度141° 36.30' の点 エ 緯度38° 49.70' ,経度141° 36.19' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚移動小型定置 11ヶ統以内 3 雑魚小型定置1ヶ統以内 4 標識は同	気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第208号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 階上地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.71' ,経度141° 36.19' の点 イ 緯度38° 50.02' ,経度141° 36.31' の点 ウ 緯度38° 49,33' ,経度141° 36,91' の点 エ 緯度38° 48,63' ,経度141° 36,76' の点 オ 緯度38° 49.51' ,経度141° 35.04' の点		気仙沼市 岩月 最知 長磯 波路上	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第209号	第2種共同漁業	磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次に結んだ線とによって 囲まれた区域 ア 緯度38° 48,90' ,経度141° 36,23' の点 イ 緯度38° 48,67' ,経度141° 36,69' の点 ウ 緯度38° 48,47' ,経度141° 36,79' の点 エ 緯度38° 47,01' ,経度141° 33,01' の点 オ 緯度38° 47,31' ,経度141° 32,51' の点		気仙沼市本吉町 沖ノ田 後田 土樋田 菖蒲沢 道貫 石川原 寺沢 直伝 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九田丸 木戸 日門 山谷 田ノ沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大朴木 高 赤牛 小金沢	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第210号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.51' ,経度141° 35.04' の点 イ 緯度38° 48.90' ,経度141° 36.23' の点 ウ 緯度38° 47.31' ,経度141° 32.51' の点 エ 緯度38° 47.67' ,経度141° 31.91' の点	1 雑魚小型定置8ヶ統以内 2 雑魚移動小型定置15ヶ統以内 3 標識は同	気仙沼市本吉町 沖ノ田 後田 土樋田 菖蒲沢 道貫 石川原 寺沢 直伝 長畑 野々下 洞沢 長根 大谷 寺谷 窪 三島 滝根 九田丸 木戸 日門 山谷 田ノ沢 天ヶ沢 猿内 大森 前浜 谷地 府中 大朴木 高 赤牛 小金沢	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第211号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 本吉町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.67' ,経度141° 31.91' の点 イ 緯度38° 47.31' ,経度141° 32.51' の点 ウ 緯度38° 45.25' ,経度141° 32.80' の点 エ 緯度38° 45.14' ,経度141° 32.48' の点 オ 緯度38° 44.89' ,経度141° 31.82' の点	1 小泉川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んでではない。 2 雑魚小型定置10ヶ統以内 3 標識は同	気仙沼市本吉町 幸土 大沢 津谷長根風越 登米沢 道外 北明戸 中島 卯名沢 泉 下宿 平貝 菅の沢 小浜 二十一 浜 長窪 柳沢 今朝磯 歌生 蔵内 蕨野	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第212号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 歌津地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.89' ,経度141° 31.82' の点 イ 緯度38° 45.05' ,経度141° 32.23' の点 ウ 緯度38° 44.58' ,経度141° 32.90' の点 エ 緯度38° 44.47' ,経度141° 34.05' の点 オ 緯度38° 43.55' ,経度141° 34.09' の点 カ 緯度38° 42.67' ,経度141° 34.15' の点 キ 緯度38° 42.16' ,経度141° 34.43' の点 ク 緯度38° 41.42' ,経度141° 33.73' の点 ケ 緯度38° 41.42' ,経度141° 33.59' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚小型定置13ヶ統以内 3 標準は同	本吉郡 南三陸町歌津	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで



公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第213号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 歌津地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.42' ,経度141° 33.59' の点 イ 緯度38° 41.85' ,経度141° 31.74' の点 ウ 緯度38° 40.88' ,経度141° 30.65' の点 エ 緯度38° 41.46' ,経度141° 30.29' の点	1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 雑魚小型定置15ヶ統以内 3 標識は同	本吉郡 南三陸町歌津	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第214号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 歌津地先	次の点ア、イ、ウ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.42' ,経度141° 33.59' の点 イ 緯度38° 40.88' ,経度141° 30.65' の点 ウ 緯度38° 41.85' ,経度141° 31.74' の点	1 雑魚小型定置2ヶ統以内 2 標識は同	本吉郡 南三陸町歌津	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第215号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から翌年1月31日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.46' ,経度141° 30.29' の点 イ 緯度38° 40.88' ,経度141° 30.65' の点 ウ 緯度38° 40.50' ,経度141° 31.12' の点 エ 緯度38° 39.75' ,経度141° 30.81' の点 オ 緯度38° 39.70' ,経度141° 27.73' の点 カ 緯度38° 40.06' ,経度141° 27.73' の点 キ 緯度38° 40.29' ,経度141° 27.73' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 雑魚小型定置14ヶ統以内 3 雑魚移動小型定置3ヶ統以内 4 標識は同	本吉郡 南三陸町志津川 細浦 清水 荒砥 平磯 袖浜 大森 本浜 汐見 大久保 林	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第216号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 志津川地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16' ,経度141° 26.68' の点 イ 緯度38° 39.24' ,経度141° 27.29' の点 ウ 緯度38° 40.29' ,経度141° 27.05' の点 エ 緯度38° 40.10' ,経度141° 26.74' の点	1 水尻川及び八幡川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 標識は同	本吉郡 南三陸町志津川 細浦 清水 荒砥 平磯 袖浜 大森 本浜 汐見 大久保 林	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第217号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡 南三陸町 戸倉地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 39,16' ,経度141° 26,68' の点 イ 緯度38° 39,24' ,経度141° 27,29' の点 ウ 緯度38° 39,23' ,経度141° 29,32' の点 エ 緯度38° 38,37' ,経度141° 31,93' の点 オ 緯度38° 37,77' ,経度141° 32,04' の点 カ 緯度38° 37,84' ,経度141° 31,71' の点	1 水戸辺川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置25ヶ統以内 3 枯木崎前にするものは1月1日から9月30日まで、それ以外にするものは4月1日から12月31日までとする。 4 標識は同	本吉郡 南三陸町戸倉	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第218号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 (旧北上町に限る)地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 35,04' ,経度141° 28,34' の点 イ 緯度38° 34,60' ,経度141° 28,46' の点 ウ 緯度38° 34,78' ,経度141° 29,29' の点 エ 緯度38° 35,94' ,経度141° 30,73' の点 オ 緯度38° 36,57' ,経度141° 31,72' の点 カ 緯度38° 36,72' ,経度141° 31,57' の点 キ 緯度38° 36,71' ,経度141° 31,48' の点	1 雑魚小型定置20ヶ統以内 2 標識は同	石巻市 (旧北上町に限る)	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第219号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 (旧河北町に限る)地先	次の点ア、イ、ウを結んだ線及びエ、オを結んだ線並びに両線最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 34,50' ,経度141° 27,66' の点 イ 緯度38° 33,93' ,経度141° 28,64' の点 ウ 緯度38° 33,52' ,経度141° 28,83' の点 エ 緯度38° 33,73' ,経度141° 27,62' の点 オ 緯度38° 33,79' ,経度141° 27,68' の点	1 追波川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置を建込んではならない。 2 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)3ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)1ヶ統以内 4 標識は同	石巻市 (旧河北町に限る)	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第220号	第2種共同漁業	いわし、さば小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 雄勝町名振、 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 33,52' ,経度141° 28,83' の点 イ 緯度38° 33,60' ,経度141° 29,64' の点 ウ 緯度38° 33,56' ,経度141° 29,73' の点 エ 緯度38° 33,28' ,経度141° 29,56' の点 オ 緯度38° 32,46' ,経度141° 29,51' の点 カ 緯度38° 32,40' ,経度141° 30,32' の点 キ 緯度38° 33,79' ,経度141° 30,95' の点 ク 緯度38° 33,81' ,経度141° 31,09' の点 ケ 緯度38° 32,72' ,経度141° 30,98' の点 コ 緯度38° 33,09' ,経度141° 31,96' の点 サ 緯度38° 32,93' ,経度141° 31,92' の点	1 いわし、さば小型定置 5ヶ統以内 2 移動小型定置27ヶ統以内 3 雑魚小型定置2ヶ統以内 4 標識は同	石巻市雄勝町 名振 船越	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第221号	第2種共同漁業	いわし、さば小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大須、熊沢、 羽坂、桑浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 32,46' ,経度141° 32,07' の点 イ 緯度38° 31,42' ,経度141° 33,16' の点 ウ 緯度38° 30,83' ,経度141° 32,64' の点 エ 緯度38° 30,07' ,経度141° 32,85' の点 オ 緯度38° 29,77' ,経度141° 32,39' の点 カ 緯度38° 29,09' ,経度141° 32,10' の点 キ 緯度38° 29,60' ,経度141° 30,88' の点 ク 緯度38° 29,64' ,経度141° 30,29' の点	1 いわし、さば小型定置 7ヶ統以内 2 移動小型定置26ヶ統以内 3 雑魚小型定置4ヶ統以内 4 標識は同	石巻市雄勝町 大須 熊沢 羽坂 桑浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第222号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 立浜、大浜 地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 30,19' ,経度141° 30,75' の点 イ 緯度38° 30,48' ,経度141° 30,19' の点 ウ 緯度38° 30,52' ,経度141° 29,64' の点	1 いわし小型定置4ヶ統以内 2 雑魚小型定置 (1月1日から12月31日) 4ヶ統以内 3 同(4月1日から12月31日) 7ヶ統以内 4 標識は同	石巻市雄勝町 立浜 大浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第223号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島、明神、 雄勝、船戸、 唐桑堀先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 30,67' ,経度141° 29,64' の点 イ 緯度38° 30,84' ,経度141° 29,04' の点 ウ 緯度38° 30,59' ,経度141° 29,20' の点 エ 緯度38° 30,04' ,経度141° 29,77' の点 オ 緯度38° 30,05' ,経度141° 29,91' の点 カ 緯度38° 29,87' ,経度141° 29,78' の点	1 移動小型定置5ヶ統以内 2 雑魚小型定置6ヶ統以内 3 標識は同	石巻市雄勝町 小島 明神 雄勝 船戸 唐桑 水浜 分浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第224号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26,33' ,経度141° 31,83' の点 イ 緯度38° 26,20' ,経度141° 31,63' の点 ウ 緯度38° 26,23' ,経度141° 31,22' の点 エ 緯度38° 26,55' ,経度141° 31,06' の点 オ 緯度38° 27,03' ,経度141° 30,94' の点 カ 緯度38° 27,51' ,経度141° 30,73' の点 キ 緯度38° 27,90' ,経度141° 30,44' の点 ク 緯度38° 28,28' ,経度141° 30,98' の点 ケ 緯度38° 27,86' ,経度141° 31,58' の点 コ 緯度38° 27,81' ,経度141° 31,43' の点 サ 緯度38° 27,79' ,経度141° 31,37' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置6ヶ統以内 3 標識は同	牡鹿郡女川町 出島	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第225号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 27,78' ,経度141° 31,37' の点 イ 緯度38° 27,81' ,経度141° 31,43' の点 ウ 緯度38° 27,86' ,経度141° 31,58' の点 エ 緯度38° 27,26' ,経度141° 31,99' の点 オ 緯度38° 26,62' ,経度141° 32,48' の点 カ 緯度38° 26,35' ,経度141° 31,86' の点	1 移動小型定置5ヶ統以内 2 標識は同	牡鹿郡女川町 出島	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第226号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 指浜、御前浜、 尾浦、竹ノ浦、 桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 28,80' ,経度141° 29,75' の点 イ 緯度38° 28,74' ,経度141° 30,02' の点 ウ 緯度38° 27,94' ,経度141° 29,44' の点 エ 緯度38° 27,68' ,経度141° 30,14' の点 オ 緯度38° 27,22' ,経度141° 30,73' の点 カ 緯度38° 27,03' ,経度141° 30,84' の点 キ 緯度38° 26,61' ,経度141° 30,81' の点 ク 緯度38° 26,19' ,経度141° 30,72' の点 ケ 緯度38° 25,87' ,経度141° 28,43' の点 コ 緯度38° 26,25' ,経度141° 27,95' の点 サ 緯度38° 26,33' ,経度141° 28,04' の点	1 いわし小型定置2ヶ統以内 2 移動小型定置 (1月1日から12月31日まで) 41ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで) 9ヶ統以内 4 標識は同	牡鹿郡女川町 指浜 御前浜 尾浦 竹ノ浦 桐ヶ崎	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第227号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜、宮ヶ崎、 女川、鷺神、 小乗浜地先	次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、水深27メートル以深の区域並びに小乗浜金華山第一鳥居と宮ヶ崎防波堤を結んだ線から湾内以西の区域を除く。 ア 緯度38° 26,04' ,経度141° 27,71' の点 イ 緯度38° 26,33' ,経度141° 28,04' の点	1 移動小型定置1ヶ統以内 2 標識は同	牡鹿郡女川町 石浜 宮ヶ崎 鷺神 女川 小乗浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第228号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 高白浜、横浦、 大石原、野々 浜、飯子浜、 塚浜、小屋取 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 26,04' ,経度141° 27,71' の点 イ 緯度38° 26,24' ,経度141° 27,94' の点 ウ 緯度38° 24,87' ,経度141° 29,18' の点 エ 緯度38° 25,07' ,経度141° 30,40' の点 オ 緯度38° 24,28' ,経度141° 30,84' の点 カ 緯度38° 24,12' ,経度141° 30,55' の点 キ 緯度38° 24,32' ,経度141° 30,39' の点 ク 緯度38° 24,36' ,経度141° 30,06' の点	1 いわし小型定置5ヶ統以内 2 移動小型定置20ヶ統以内 3 標識は同	牡鹿郡女川町 高白浜 横浦 大石原 野々浜 飯子浜 塚浜 小屋取	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第229号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市寄磯、 前網地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22,64' ,経度141° 29,00' の点 イ 緯度38° 22,64' ,経度141° 29,04' の点 ウ 緯度38° 22,81' ,経度141° 30,58' の点 エ 緯度38° 22,47' ,経度141° 32,15' の点 オ 緯度38° 24,09' ,経度141° 32,84' の点 カ 緯度38° 24,22' ,経度141° 32,38' の点 キ 緯度38° 24,28' ,経度141° 30,84' の点 ク 緯度38° 24,12' ,経度141° 30,55' の点 ケ 緯度38° 23,99' ,経度141° 30,64' の点 コ 緯度38° 23,96' ,経度141° 30,64' の点	1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同	石巻市 寄磯 前網 鮫浦	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第230号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 谷川地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22,18' ,経度141° 30,86' の点 イ 緯度38° 22,30' ,経度141° 31,05' の点 ウ 緯度38° 22,64' ,経度141° 29,04' の点 エ 緯度38° 22,64' ,経度141° 29,00' の点	1 いわし小型定置7ヶ統以内 2 移動小型定置3ヶ統以内 3 標識は同	石巻市谷川	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第231号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20,39' ,経度141° 32,09' の点 イ 緯度38° 21,56' ,経度141° 32,21' の点 ウ 緯度38° 22,30' ,経度141° 31,05' の点 エ 緯度38° 22,18' ,経度141° 30,86' の点	1 いわし小型定置3ヶ統以内 2 移動小型定置12ヶ統以内 3 標識は同	石巻市泊浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第232号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 新山浜地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18,35' ,経度141° 32,43' の点 イ 緯度38° 18,35' ,経度141° 32,74' の点 ウ 緯度38° 19,15' ,経度141° 32,68' の点 エ 緯度38° 20,38' ,経度141° 32,09' の点	1 いわし小型定置6ヶ統以内 2 標識は同	石巻市新山浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第233号	第2種共同漁業	移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 金華山地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16,14' ,経度141° 34,57' の点 イ 緯度38° 15,94' ,経度141° 33,93' の点 ウ 緯度38° 17,87' ,経度141° 32,55' の点 エ 緯度38° 18,35' ,経度141° 32,74' の点 オ 緯度38° 18,87' ,経度141° 34,11' の点 カ 緯度38° 18,11' ,経度141° 35,51' の点 キ 緯度38° 16,65' ,経度141° 35,16' の点	1 移動小型定置2ヶ統以内 2 標識は同	石巻市(旧牡鹿町に限る)	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第234号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜、 十八成浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18,47' ,経度141° 29,21' の点 イ 緯度38° 18,33' ,経度141° 29,01' の点 ウ 緯度38° 18,20' ,経度141° 28,57' の点 エ 緯度38° 18,00' ,経度141° 28,06' の点 オ 緯度38° 17,24' ,経度141° 29,38' の点 カ 緯度38° 15,93' ,経度141° 31,06' の点 キ 緯度38° 16,24' ,経度141° 31,86' の点 ク 緯度38° 17,65' ,経度141° 32,09' の点 ケ 緯度38° 17,91' ,経度141° 32,46' の点 コ 緯度38° 18,35' ,経度141° 32,74' の点 サ 緯度38° 20,38' ,経度141° 32,09' の点	1 雑魚小型定置8ヶ統以内 2 移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同	石巻市 鮎川浜 十八成浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第235号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 15,61' ,経度141° 28,41' の点 イ 緯度38° 15,39' ,経度141° 28,11' の点 ウ 緯度38° 14,86' ,経度141° 28,49' の点 エ 緯度38° 14,24' ,経度141° 30,01' の点 オ 緯度38° 14,74' ,経度141° 30,55' の点 カ 緯度38° 16,59' ,経度141° 29,24' の点 キ 緯度38° 16,33' ,経度141° 28,99' の点	1 いわし小型定置 (1月1日から12月31日まで) 1ヶ統以内 2 いわし小型定置 (4月1日から9月30日まで) 2ヶ統以内 3 移動小型定置 10ヶ統以内 4 標識は同	石巻市長渡浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第236号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 網地浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.33′ ,経度141° 28.99′ の点 イ 緯度38° 16.59′ ,経度141° 29.24′ の点 ウ 緯度38° 17.32′ ,経度141° 28.33′ の点 エ 緯度38° 17.14′ ,経度111° 27.56′ の点 オ 緯度38° 16.49′ ,経度141° 26.90′ の点 カ 緯度38° 15.39′ ,経度141° 28.11′ の点 キ 緯度38° 15.61′ ,経度141° 28.41′ の点	1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 移動小型定置10ヶ統以内 3 標識は同	石巻市網地浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第237号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 田代浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.50′ ,経度141° 26.56′ の点 イ 緯度38° 19.06′ ,経度141° 25.12′ の点 ウ 緯度38° 18.98′ ,経度141° 24.66′ の点 エ 緯度38° 18.38′ ,経度141° 24.20′ の点 オ 緯度38° 16.63′ ,経度141° 24.19′ の点 カ 緯度38° 17.07′ ,経度141° 26.49′ の点	1 いわし小型定置10ヶ統以内 2 雑魚小型定置10ヶ統以内 3 移動小型定置10ヶ統以内 4 標識は同	石巻市田代浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第238号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市小網 倉、清水田、 大原、給分浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.43′ ,経度141° 27.00′ の点 イ 緯度38° 20.14′ ,経度141° 26.85′ の点 ウ 緯度38° 19.80′ ,経度141° 27.27′ の点 エ 緯度38° 19.03′ ,経度141° 26.07′ の点 オ 緯度38° 18.00′ ,経度141° 28.06′ の点 カ 緯度38° 18.20′ ,経度141° 28.57′ の点 キ 緯度38° 18.33′ ,経度141° 29.01′ の点 ク 緯度38° 18.47′ ,経度141° 29.21′ の点	1 いわし小型定置6ヶ統以内 2 雑魚小型定置9ヶ統以内 3 移動小型定置 (1月1日から12月31日まで) 10ヶ統以内 4 移動小型定置 (4月1日から9月30日まで) 2ヶ統以内 5 標識は同	石巻市 小網倉 清水田 大原 給分浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで



公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第239号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市牧浜 狐崎、鹿立、 福貴浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22,27' ,経度141° 27,03' の点 イ 緯度38° 22,37' ,経度141° 27,02' の点 ウ 緯度38° 21,89' ,経度141° 25,19' の点 エ 緯度38° 21,20' ,経度141° 24,32' の点 オ 緯度38° 20,90' ,経度141° 24,54' の点 カ 緯度38° 20,34' ,経度141° 23,99' の点 キ 緯度38° 20,20' ,経度141° 24,04' の点 ク 緯度38° 20,52' ,経度141° 24,93' の点 ケ 緯度38° 20,28' ,経度141° 25,58' の点 コ 緯度38° 20,14' ,経度141° 26,85' の点 サ 緯度38° 20,43' ,経度141° 27,00' の点	1 いわし小型定置8ケ統以内 2 移動小型定置5ケ統以内 3 標識は同	石巻市 牧浜 竹浜 狐崎 鹿立 福貴浦	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第240号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市荻浜、 侍浜、月浦、 桃浦、蛤浜、 折浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23,41' ,経度141° 23,52' の点 イ 緯度38° 23,08' ,経度141° 23,74' の点 ウ 緯度38° 23,33' ,経度141° 24,18' の点 エ 緯度38° 21,89' ,経度141° 25,19' の点 オ 緯度38° 22,37' ,経度141° 27,02' の点 カ 緯度38° 22,27' ,経度141° 27,03' の点	1 いわし小型定置10ケ統以内 2 移動小型定置17ケ統以内 3 標識は同	石巻市 折浜 蛤浜 桃浦 月浦 侍浜 荻浜 小積	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第241号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 小竹浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 23,13' ,経度141° 21,84' の点 イ 緯度38° 23,07' ,経度141° 21,70' の点 ウ 緯度38° 22,51' ,経度141° 21,92' の点 エ 緯度38° 22,38' ,経度141° 22,40' の点 オ 緯度38° 23,08' ,経度141° 23,74' の点 カ 緯度38° 23,41' ,経度141° 23,52' の点	1 いわし小型定置8ケ統以内 2 移動小型定置5ケ統以内 3 標識は同	石巻市小竹浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第242号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 雑魚せん漁業 磯刺網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市渡波 佐須浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24,17' ,経度141° 21,93' の点 イ 緯度38° 23,35' ,経度141° 21,71' の点 ウ 緯度38° 23,24' ,経度141° 21,46' の点 エ 緯度38° 23,14' ,経度141° 21,52' の点 オ 緯度38° 23,25' ,経度141° 21,78' の点 カ 緯度38° 23,13' ,経度141° 21,84' の点 キ 緯度38° 23,18' ,経度141° 21,97' の点	1 雑魚小型定置 5ヶ統以内 2 移動小型定置8ヶ統以内 3 標識は同	石巻市 渡波 佐須浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第243号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市 渡波長浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24,19' ,経度141° 21,80' の点 イ 緯度38° 24,16' ,経度141° 21,05' の点 ウ 緯度38° 24,28' ,経度141° 21,03' の点 エ 緯度38° 24,54' ,経度141° 20,88' の点 オ 緯度38° 24,86' ,経度141° 20,70' の点	1 雑魚小型定置2ヶ統以内 2 移動小型定置6ヶ統以内 3 標識は同	石巻市 渡波 (佐須浜除く)	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第244号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	石巻市 渡波祝田地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25,25' ,経度141° 23,49' の点 イ 緯度38° 25,35' ,経度141° 23,42' の点 ウ 緯度38° 25,37' ,経度141° 23,49' の点 エ 緯度38° 25,27' ,経度141° 23,55' の点	1 雑魚小型定置1ヶ統以内 2 標識は同	石巻市 渡波 (佐須浜除く)	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第245号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から8月31日まで	石巻市 流留地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25,46' ,経度141° 23,05' の点 イ 緯度38° 25,56' ,経度141° 22,98' の点 ウ 緯度38° 25,58' ,経度141° 23,04' の点 エ 緯度38° 25,49' ,経度141° 23,12' の点	1 雑魚小型定置1ヶ統以内 2 標識は同	石巻市流留	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第246号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 万石浦地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 25,01' ,経度141° 24,57' の点 イ 緯度38° 25,23' ,経度141° 23,79' の点 ウ 緯度38° 26,19' ,経度141° 24,00' の点	1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 標識は同	牡鹿郡女川町 浦宿 大沢 針浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第247号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 (旧矢本町に限る)地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 24,33' ,経度141° 14,88' の点 イ 緯度38° 23,63' ,経度141° 15,22' の点 ウ 緯度38° 23,30' ,経度141° 14,83' の点 エ 緯度38° 23,24' ,経度141° 14,88' の点 オ 緯度38° 21,61' ,経度141° 13,75' の点 カ 緯度38° 23,50' ,経度141° 12,42' の点	1 雑魚小型定置9ヶ統以内 2 航路近くの定置は身網両端及び垣網端に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 3 標識は同	東松島市(旧矢本町に限る)	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第248号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市浜市、牛網地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 22,51' ,経度141° 10,37' の点 イ 緯度38° 21,79' ,経度141° 10,57' の点 ウ 緯度38° 22,00' ,経度141° 11,02' の点 エ 緯度38° 20,50' ,経度141° 12,66' の点 オ 緯度38° 21,35' ,経度141° 13,45' の点 カ 緯度38° 23,39' ,経度141° 12,14' の点	1 鳴瀬川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んではならない。 2 雑魚小型定置(1月1日から12月31日まで)6ヶ統以内 3 同(4月1日から9月30日まで)1ヶ統以内 4 標識は同	東松島市 浜市 牛網	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第249号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から11月15日まで 3月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 22,51' ,経度141° 10,37' の点 イ 緯度38° 21,99' ,経度141° 10,52' の点 ウ 緯度38° 21,44' ,経度141° 9,46' の点	1 雑魚小型定置(3月1日から11月15日まで)1ヶ統以内 2 同(3月1日から12月31日まで)1ヶ統以内 3 標識は同	東松島市 野蒜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第250号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年6月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 野蒜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43' ,経度141° 9.39' の点 イ 緯度38° 21.42' ,経度141° 8.98' の点 ウ 緯度38° 21.39' ,経度141° 8.27' の点 エ 緯度38° 21.53' ,経度141° 7.44' の点 オ 緯度38° 22.80' ,経度141° 7.57' の点	1 雑魚小型定置4ヶ統以内 2 標識は同	東松島市 野蒜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第251号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 移動小型定置漁業 しらうお刺網漁業 かいらい刺網漁業 はぜ刺網漁業 磯刺網漁業 かに刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 3月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	東松島市 宮戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.43' ,経度141° 9.38' の点 イ 緯度38° 21.42' ,経度141° 8.98' の点 ウ 緯度38° 21.39' ,経度141° 8.27' の点 エ 緯度38° 21.08' ,経度141° 7.93' の点 オ 緯度38° 20.58' ,経度141° 7.99' の点 カ 緯度38° 20.32' ,経度141° 7.87' の点 キ 緯度38° 19.99' ,経度141° 7.96' の点 ク 緯度38° 19.52' ,経度141° 8.11' の点 ケ 緯度38° 19.05' ,経度141° 8.11' の点 コ 緯度38° 18.60' ,経度141° 9.75' の点 サ 緯度38° 18.57' ,経度141° 11.17' の点 シ 緯度38° 20.50' ,経度141° 12.66' の点 ス 緯度38° 22.00' ,経度141° 11.02' の点 セ 緯度38° 21.79' ,経度141° 10.57' の点 ソ 緯度38° 21.99' ,経度141° 10.52' の点 タ 緯度38° 21.44' ,経度141° 9.46' の点	1 雑魚小型定置 (1月1日から12月31日まで) 16ヶ統以内 2 同(4月1日から9月30日まで) 25ヶ統以内 3 移動小型定置1ヶ統以内 4 標識は同	東松島市 宮戸	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第252号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 かいらい刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡 松島町地先	次の点ア、イ、ウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 但し、松島町海岸福浦橋東側基部、福浦島福浦橋東側基部、福浦島東南端、千貫島中央、毘沙門島南端、恵比須島中央、恵比須志摩中央から雁金島中央見通し線と対岸海岸線との交点を順次に結んだ線以内の区域を除く。 ア 緯度38° 21.02' ,経度141° 3.55' の点 イ 緯度38° 20.57' ,経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 21.68' ,経度141° 7.46' の点 エ 緯度38° 22.79' ,経度141° 7.57' の点	1 雑魚小型定置7ヶ統 2 標識は同	宮城郡松島町	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第253号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 かれい刺網漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 9月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市 浦戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 20.57' ,経度141° 4.36' の点 イ 緯度38° 21.68' ,経度141° 7.46' の点 ウ 緯度38° 21.53' ,経度141° 7.44' の点 エ 緯度38° 21.39' ,経度141° 8.27' の点 オ 緯度38° 21.08' ,経度141° 7.93' の点 カ 緯度38° 20.58' ,経度141° 7.99' の点 キ 緯度38° 20.32' ,経度141° 7.87' の点 ク 緯度38° 19.99' ,経度141° 7.96' の点 ケ 緯度38° 19.52' ,経度141° 8.11' の点 コ 緯度38° 19.05' ,経度141° 8.11' の点 サ 緯度38° 18.94' ,経度141° 7.25' の点 シ 緯度38° 19.20' ,経度141° 6.08' の点 ス 緯度38° 20.07' ,経度141° 4.36' の点	1 雑魚小型定置15ヶ統以内 2 標識は同	塩釜市 浦戸	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第254号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	塩釜市、 宮城郡利府町 浜田、 須賀地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、 ソ、タを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 21.03' ,経度141° 3.56' の点 イ 緯度38° 20.57' ,経度141° 4.36' の点 ウ 緯度38° 20.07' ,経度141° 4.36' の点 エ 緯度38° 20.28' ,経度141° 4.06' の点 オ 緯度38° 20.08' ,経度141° 3.88' の点 カ 緯度38° 19.96' ,経度141° 4.11' の点 キ 緯度38° 19.69' ,経度141° 3.72' の点 ク 緯度38° 19.44' ,経度141° 3.51' の点 ケ 緯度38° 19.37' ,経度141° 3.26' の点 コ 緯度38° 19.36' ,経度141° 3.12' の点 サ 緯度38° 19.50' ,経度141° 2.90' の点 シ 緯度38° 19.59' ,経度141° 2.99' の点 ス 緯度38° 19.59' ,経度141° 3.00' の点 セ 緯度38° 19.78' ,経度141° 3.20' の点 ソ 緯度38° 19.84' ,経度141° 3.22' の点 タ 緯度38° 19.93' ,経度141° 3.10' の点	1 雑魚小型定置3ヶ統以内 2 標識は同	塩釜市 宮城郡利府町 多賀城市	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第255号	第2種共同漁業	しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡 七ヶ浜町 馬放島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.36' ,経度141° 4.26' の点 イ 緯度38° 19.47' ,経度141° 3.92' の点 ウ 緯度38° 19.44' ,経度141° 3.51' の点 エ 緯度38° 19.69' ,経度141° 3.72' の点 オ 緯度38° 19.96' ,経度141° 4.11' の点 カ 緯度38° 20.08' ,経度141° 3.88' の点 キ 緯度38° 20.28' ,経度141° 4.06' の点 ク 緯度38° 20.07' ,経度141° 4.36' の点 ケ 緯度38° 19.52' ,経度141° 4.73' の点	1 標識は同	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第256号	第2種共同漁業	しらうお刺網漁業 はぜ刺網漁業 雑魚せん漁業	10月1日から翌年4月30日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡 七ヶ浜町 東宮浜、 要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 19.30' ,経度141° 3.92' の点 イ 緯度38° 19.20' ,経度141° 3.22' の点 ウ 緯度38° 19.12' ,経度141° 3.08' の点 エ 緯度38° 18.87' ,経度141° 2.91' の点 オ 緯度38° 18.82' ,経度141° 2.92' の点	1 標識は同	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 東宮浜 要害	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第257号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かれい刺網漁業 しらうお刺網漁業 磯刺網漁業 雑魚せん漁業	3月1日から10月31日まで 3月1日から12月31日まで 10月10日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	宮城郡 七ヶ浜町 代ヶ崎浜、 吉田浜、 花淵浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.86' ,経度141° 4.80' の点 イ 緯度38° 19.09' ,経度141° 5.23' の点 ウ 緯度38° 18.59' ,経度141° 6.13' の点 エ 緯度38° 18.63' ,経度141° 6.66' の点 オ 緯度38° 18.05' ,経度141° 7.61' の点 カ 緯度38° 17.45' ,経度141° 7.63' の点 キ 緯度38° 15.93' ,経度141° 5.39' の点 ク 緯度38° 17.54' ,経度141° 4.10' の点	1 雑魚小型定置9ヶ統以内 2 標識は同	宮城郡七ヶ浜町 代ヶ崎浜 吉田浜 花淵浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第258号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	5月1日から8月31日まで 4月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	仙台市 宮城郡七ヶ浜 町湊浜、 松ヶ浜、 菖蒲田浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.54' ,経度141° 4.10' の点 イ 緯度38° 15.16' ,経度141° 6.00' の点 ウ 緯度38° 16.01' ,経度141° 4.91' の点 エ 緯度38° 16.05' ,経度141° 4.07' の点 オ 緯度38° 16.55' ,経度141° 3.70' の点 カ 緯度38° 16.34' ,経度141° 3.24' の点 キ 緯度38° 16.18' ,経度141° 3.34' の点 ク 緯度38° 16.19' ,経度141° 2.66' の点 ケ 緯度38° 16.25' ,経度141° 2.66' の点 コ 緯度38° 16.38' ,経度141° 2.92' の点 サ 緯度38° 16.71' ,経度141° 2.81' の点	1 いわし小型定置1ヶ統以内 2 雑魚小型定置7ヶ統以内 3 標識は同	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜 花淵浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 仙台市 名取市関上	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第259号	第2種共同漁業	いわし小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	5月1日から8月31日まで 4月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	仙台市 宮城郡七ヶ浜 町湊浜、 松ヶ浜、 菖蒲田浜地先 名取市関上 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.89' ,経度141° 0.60' の点 イ 緯度38° 14.83' ,経度141° 1.32' の点 ウ 緯度38° 14.78' ,経度141° 2.00' の点 エ 緯度38° 15.04' ,経度141° 2.16' の点 オ 緯度38° 15.02' ,経度141° 2.62' の点 カ 緯度38° 15.30' ,経度141° 2.83' の点 キ 緯度38° 15.68' ,経度141° 3.16' の点 ク 緯度38° 13.30' ,経度141° 5.42' の点 ケ 緯度38° 9.54' ,経度141° 3.02' の点 コ 緯度38° 9.76' ,経度140° 57.33' の点	1 名取川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んで서는ならない。 2 いわし小型定置5ヶ統以内 3 雑魚小型定置5ヶ統以内 4 標識は同	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜 花淵浜 菖蒲田浜 松ヶ浜 湊浜 仙台市 名取市関上	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで
共第260号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かいらい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	亶理郡 亶理町荒浜、 岩沼市玉浦、 名取市 下増田地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度38° 2.03' ,経度140° 55.21' の点 イ 緯度38° 2.61' ,経度141° 1.09' の点 ウ 緯度38° 9.54' ,経度141° 3.02' の点 エ 緯度38° 9.76' ,経度140° 57.33' の点	1 名取川河口中央から半径1,000メートル以内の区域では「さけ」を目的とする小型定置、刺網を建込んで서는ならない。 2 雑魚小型定置15ヶ統以内 3 標識は同	名取市 関上 下増田 亶理郡亶理町 荒浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁場の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
共第261号	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 かに刺網漁業 かおい刺網漁業 しらうお刺網漁業 雑魚せん漁業	4月1日から12月31日まで 5月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで	亶理郡山元町 坂元山下、 亶理郡亶理町 吉田地先	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 緯度37° 53,79' ,経度140° 55,85' の点 イ 緯度37° 53,79' ,経度140° 58,59' の点 ウ 緯度38° 2,61' ,経度141° 1,09' の点 エ 緯度38° 2,03' ,経度140° 55,21' の点	1 雑魚小型定置14ヶ統以内 2 標識は同	亶理郡山元町 坂元 山下 亶理郡亶理町 吉田 荒浜	平成25年9月1日より 平成35年8月31日まで